資料４

平成29年度　エコプロジェクト「海辺の学校」補助金　評価表　NO. 42

所管部課名	観光・シティセールス課		担当者	堀之内寛郎	
事務事業名	観光イベント事業費				
根拠法令	薩摩川内市補助金等基本条例　薩摩川内市補助金等交付規則　薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱				
補助経過年数	６年以上１０年以下				
平成29年度予算額	900 千円	国県支出金 千円	一般財源 900 千円	その他 千円	その他の内容

	指標名	目標値	目標年度
成果指標①	エコプロジェクト「海辺の学校」の参加者数	100人	平成３４年度
成果指標②			

補助対象者	エコプロジェクト「海辺の学校」実行委員会
補助対象経費	(1)　海辺の学校、漂流物アート等実施に係る経費 (2)　印刷製本費 (3)　前２号に掲げるもののほか、エコプロジェクト「海辺の学校」の開催に当たり必要と認められる経費
補助対象事業・活動の内容	エコプロジェクト「海辺の学校」事業
分類	□運営補助のみ　■事業補助のみ　□運営補助と事業補助の両方　□その他
補助金額又は補助率	エコプロジェクト「海辺の学校」補助金の額は、次条に定める補助対象経費のうち予算で定める額以内とする。
上記項目の積算方法	イベント実施団体からの要望及び、実績による

補助を受ける事業（団体）等の過去３カ年の決算状況

項目			平成26年度 金額（円）	平成26年度 割合（%）	平成27年度 金額（円）	平成27年度 割合（%）	平成28年度 金額（円）	平成28年度 割合（%）
収入	自己資金		699,699	43.7%	736,847	28.5%	356,601	28.4%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入	433,500	27.1%	526,000	20.3%	285,000	22.7%
		寄付金・その他助成	266,199	16.6%	210,847	8.2%	71,601	5.7%
	市補助金		900,000	56.3%		0.0%	900,000	71.6%
	日本財団補助金			0.0%	1,850,000	71.5%		0.0%
	（前年度繰越金）			0.0%		0.0%		0.0%
	計		1,599,699	100.0%	2,586,847	100.0%	1,256,601	100.0%
支出	事業費		1,599,699	100.0%	2,586,847	100.0%	1,256,601	100.0%
	人件費			0.0%		0.0%		0.0%
	その他事務費			0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
	（翌年度繰越金）			0.0%		0.0%	0	0.0%
	計		1,599,699	100.0%	2,586,847	100.0%	1,256,601	100.0%
支出計/前年度支出計						161.7%		48.6%
自己資金/前年度自己資金						105.3%		48.4%
翌年度繰越金/市補助金				0.0%				0.0%
交付件数			1		0		1	
成果指標の推移①			102		121		57	
成果指標の推移②								

特記すべき事項等

【今年度改善点】参加者の増加に向けて、SNS等を活用したPRを行った。
【前回評価への回答】平成２６年度評価〈現状のまま継続〉外部団体の補助事業に申請するなど工夫を行っている。
【事業のＰＲ方法】ポスター、チラシ、SNS等の周知PRを行っている。
【費用対効果】島外からの参加者が増えるなど地域活性化のイベントとして貢献している。
【補助事業以外の事業】特になし
【その他】特になし

〈補助金の視点別評価〉　　【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項　　目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	薩摩川内市観光物産協会と地元を中心とした実行委員会であり、設立理念に基づいた地域活動を行っている団体である。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ①　特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ②　社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①地域に根ざしたイベントであるため、薩摩川内市観光物産協会と地元を母体とする実行委員会を補助対象者とすることが適当である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	観光交流人口増加に向けて、市民のニーズに合致したものになっている。 エコプロジェクト「海辺の学校」を通じて市外からの観光客を増やす取組みとしてSNS等を活用した情報発信を行っている。
適格性及び妥当性	①　補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	地域に根ざしたイベントであるため、薩摩川内市観光物産協会と地元を母体とする実行委員会を補助対象者とすることが適当である。
	②　補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	C	補助額に対しての自主財源率がまだまだ低く、自主財源確保が課題である。
	③　補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	協賛金等自主財源の獲得に努力は見られるが、補助額が多額であり、自主運営までは至らない。
	④　当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	設立理念に基づいた地域活動を行っている団体である。
	⑤　特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	自主的運営へ誘導していくが、当面は交付要領規定の効果指標による事業成果を分析していく必要がある。
	⑥　補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	交付要領に補助対象経費を規定している。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止	外部評価結果
	≪上記方向の理由≫ 周知・PRのための情報発信を工夫するなど、島外からの参加者が増加しつつあり地域活性化のイベントとして現状のまま継続したい。	
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 企業からの協賛金収入の増加に向けた活動の強化。	

≪視点別評価≫

公益性	⇒	□高い	□低い
必要性	⇒	□高い	□低い
有効性	⇒	□高い	□低い
適格性・妥当性	⇒	□高い	□低い

≪今後の改革の方向性≫
□現状のまま継続
□見直しの上で継続
⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合
□補助内容の改善 □縮小 □移管
□休止
□廃止

≪まとめ≫

エコプロジェクト「海辺の学校」補助金交付要領

（趣旨）

第１条　この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成１６年薩摩川内市規則第６７号。以下「規則」という。）第４条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成１８年薩摩川内市条例第４０号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成２４年薩摩川内市告示第２０４号）第２条の表に掲げるエコプロジェクト「海辺の学校」補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助事業等の要件）

第２条　エコプロジェクト「海辺の学校」補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

(1)　事業計画の内容が、エコプロジェクト「海辺の学校」の実施による観光の振興及び地域の活性化に資するものであること。

(2)　前号の事業計画の内容を達成できることが明白であること。

（補助金の額）

第３条　エコプロジェクト「海辺の学校」補助金の額は、次条に定める補助対象経費のうち予算で定める額以内とする。

（補助対象経費）

第４条　エコプロジェクト「海辺の学校」補助金は、次の各号に掲げる経費について交付する。

(1)　海辺の学校、漂流物アート等実施に係る経費

(2)　印刷製本費

(3)　前２号に掲げるもののほか、エコプロジェクト「海辺の学校」の開催に当たり必要と認められる経費

（交付の申請）

第５条　エコプロジェクト「海辺の学校」補助金の交付の申請に係る規則第５条の市長が別に指定する日は、毎年５月３１日とする。

（交付の基準）

第６条　エコプロジェクト「海辺の学校」補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1)　当該補助事業等が第２条の要件を満たさない場合

(2)　前号に掲げる場合のほか、エコプロジェクト「海辺の学校」補助金を交付することが適当でないと認められる場合

（実績報告）

第７条　エコプロジェクト「海辺の学校」補助金の実績報告に係る規則第１５条第３号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

⑴　当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類

⑵　前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

（精算）

第８条　当該補助金については、次の各号のいずれかに該当する場合には、精算するものとする。

⑴　災害や事故等によりイベント等が実施できなかった場合、不要額となった補助金は、返納し精算するものとする。

⑵　第４条の補助対象経費以外の経費に支出した場合、補助決定額の内、対象外経費分を返納し精算するものとする。

（効果の測定）

第９条　エコプロジェクト「海辺の学校」補助金の効果（条例第４条第２項第１号の効果をいう。）は、エコプロジェクト「海辺の学校」の参加者数を用いて測定するものとする。

（補助事業者等の責務）

第１０条　エコプロジェクト「海辺の学校」補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の観光行政の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

（その他）

第１１条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、観光・スポーツ対策監が別に定める。

附　則

この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。